

秋田県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項第3号の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 |
|-------|------|---------------------------|
| 一般国道 | 108号 | 由利本荘市黒沢字黒沢下53番地先から58番地先まで |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年3月4日

5 道路の占用を制限する区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和2年3月24日（火）から同年4月7日（火）まで（日曜及び土曜日を除く。）